

■研究調査レビュー

奄美群島の自立的発展をめぐって
宮廻 甫允（鹿児島大学法文学部経済情報学科）

□ 奄美群島振興開発特別措置法の改正・延長に向けて

奄美群島振興開発審議会は、第90回会議（平成15年5月23日）において、「奄美群島における自立的発展を実現するためには、経済・社会的基盤の整備を進めるとともに、奄美群島の特性を生かした各種の産業振興やハードと一体となったソフト事業の展開、これらを支える人材の育成などを総合的に推進するとともに、地元の自主的な取り組みや努力とあわせて引き続き特別な措置が必要」ということで意見の一致をみた。

これを受けて、第91回会議（平成15年6月16日）では、「奄美群島が自立的に発展できるように、地域の自主的な計画づくりと併せて、経済・社会的基盤の整備、奄美群島の特性を生かした産業の振興、またそれを支える人材の育成などの施策を総合的に進めていく必要がある。」との取りまとめを行い、「平成16年度以降も引き続き奄美群島の振興について法律を延長し、特別の措置を講じていくべく、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣の所管三省に意見具申する」こととした。

□ 奄美群島振興開発特別措置法改正の概要

奄美群島振興開発特別措置法改正案は、平成16年3月16日に衆議院において可決され、同3月31日に参議院で可決され、成立した。主な改正点は、概要次のとおりである。(1)地域の主体的な振興開発を促進するため、計画体系を改正する。(2)目的規定の改正、配慮規定の追加等所要の改正を行う。(3)補助率の嵩上げ等の特例措置を継続する。(4)法の有効期限を平成21年3月31日まで5年間延長する、

などである。

□ 今後の奄美群島振興開発の基本的枠組み
(1)計画体系の改正について

国は奄美群島の優位性を踏まえ、平成16年度を初年度とし、5箇年を目途とする奄美群島振興開発基本方針を定める。鹿児島県はこの基本方針に基づき、市町村の作成した振興開発計画案の内容を反映させるように努めつつ、国の同意を得て振興開発計画を定めることになる。

旧法では、県が計画案を作成・提出し、国が計画を決定するとされていた。改正法では、国の責務・役割を維持しつつ、「地元の発意や創意を生かす」ことに力点が置かれている。いいかえれば、島ごとの特性を踏まえ、他の地域にはない魅力と資源を生かし、主体的に地域づくりを推進していくことが重要とされている。

(2)目的規定の改正、配慮規定の追加等について

改正法は、「…地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。」として、今後奄美群島の目指すべき方向が、「自立的発展」にあることを明示した。また、自立的発展を下支えするという観点から、「…について適切な配慮をするものとする。」という形で、農林水産業の振興、無医地区以外の地区における医療の充実、地域間交流の促進、人材の育成などに係る配慮規定を追加している。医療機関の協力体制の整備、情報通信体系の充実などに係る配慮規定について

は、その内容を明確化している。

改正法は、これまで不利性として捉えられてきた特性を優位性として伸ばし、自立的発展につなげることを狙っている。また、振興開発計画の策定主体を国から県、地元市町村に移すことにより、地元主体の振興開発を容易にし、地域住民の意思を地域振興に反映させようとしている。

□ 奄美群島振興開発基本方針について

奄美群島振興開発審議会は、第92回会議（平成16年5月13日）において、奄美群島振興開発基本方針（案）を審議し、一部修正のうえ原案を承認し、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣に答申した。これを受けて、政府は平成16年5月27日に基本方針を決定した。この基本方針は、「国が考える奄美群島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、鹿児島県及び関係市町村が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたもの」である。

(1) 振興開発の意義について

奄美群島は、特殊事情による様々な不利性を抱えているが、他方で、他の地域にない風土的な魅力や資源に恵まれており、我が国にとって重要な役割を担っている。その豊かな自然環境を保全し、個性的な伝統文化や長寿・癒しの島としての特性を維持していくことは、社会全般にとっても有益である。加えて、奄美群島の存在により、排他的経済水域等の保全や船舶の航行や操業漁船の安全確保などがされており、今後とも、奄美群島の地域社会を維持していくことには大きな意義があるとしている。

(2) 振興開発の方向について

振興開発計画に基づく事業は、次のような方向を基本として取り組むこととされている。

① 優位性への転換と奄美群島の魅力の増進

これまで不利性として捉えられてきた特殊事情を、奄美群島の優位性（他の地域にはな

い魅力と資源）として捉えなおし、その自然的、文化的、社会的特性を内発的産業の振興に結びつけ、地域の活性化を図っていくこと。

② 地域の発意と創意工夫の活用

奄美群島の魅力と資源を自立的発展につなげていくためには、住民の積極的な参画が不可欠であり、地元が受動的な立場から能動的な立場に変わることが必要である。自主的かつ地域ぐるみで今後の振興開発のあり方を考える気運を醸成するなど、住民の発意と創意工夫を引き出し、具体的な振興開発施策に結びつけていくこと。

③ 島ごとの特性に応じた振興開発の推進

地元の創意工夫をいかしつつ、島ごとの特性に応じた振興開発を図っていくこと。また、島の独自性をいかした計画案を複数の市町村が共同で作成・提出することなども期待されている。

④ 地元主体の自主的な地域づくりの推進

自立的発展を促進するためには、地元の発意・創意工夫をいかした振興開発とともに、地元が主体性を発揮し、自助努力により、公共事業だけに依存しない、足腰の強い地域づくりを進めていくことも重要であること。

⑤ ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けて、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な取組を展開すること。

(3) 基本的事項について

振興開発を図るための基本的事項は、12項目にわたっているが、ここでは新たに加わった「地域間交流の促進」と「人材の育成」の2つを取り上げる。

地域間交流の促進については、経済・文化面での活発な交流により、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、自立的発展を促進する上できわめて重要とされている。また、奄美群島を博物館と見立てて、産業、

観光、文化等を総合的に振興する構想による観光客との交流推進や、伝統芸能を通じた文化交流、農林水産業の技術交流など諸分野での沖縄との交流推進が挙げられている。

人材の育成については、地域主体の振興開発を推進するには、その担い手となる人材の育成が不可欠であるとしている。また、奄美群島の自然、歴史、文化等についての研修の実施による観光客に対応し得るガイド能力を有する人材の育成や、各種の技術習得のための研修の実施による産業の担い手の育成等に取り組むこととしている。

□ 鹿児島県、地元市町村の計画策定について

基本方針は、県が計画策定を行う場合の指針となり、国が県の計画に同意する際の基準となる。市町村の計画案作成は、当然、基本方針に沿って行われる必要がある。しかし、この基本方針には計画の選択性が幅広く許容されているので、とりわけ市町村においては戦略的に計画案の絞込みを行っていくことが重要である。地元の発意と創意をいかした、主体的な市町村の計画案づくりが自立的発展のカギとなる。

鹿児島県は、地元14市町村が個別に作成した今後5年間の計画案を島ごとに集約整理し、振興開発計画原案として奄美群島振興開発推進協議会(平成16年5月31日)に提出した。この計画案によると、振興方策の方向は、①地域の特性を生かした産業の展開、②豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開、③人と自然が共生する地域づくり、④やすらぎとうるおいのある生活空間づくり、⑤群島内外との交流ネットワークの形成など、5つの柱を基本としている。また、地域の創意工夫によるソフト施策も積極的に取り入れるなど、ソフト事業も重視されている。さらに、優位性の発想に基づく新たな施策として、①奄美ミュージアムの取組、②あまみ長寿・子宝プ

ロジェクトの取組、③アイランドセラピーへの取組などが挙げられている。

県は「奄美大島」「加計呂麻・請・与路島」「喜界島」「徳之島」「沖永良部島」「与論島」など6つに区分し、市町村から提出された計画案を島ごとに取りまとめている。特徴的な主な施策・事業の一例を挙げれば、次のようである。

奄美大島…「黒糖焼酎粕の高度利用方策の検討や処理システム技術の調査・研究」「健康と癒しの島づくりを目指すタラソセラピー施設の整備」など。

加計呂麻・請・与路島…「さとうきびを利用した黒糖やきび酢、自然海塩の生産振興」「コンピュータやテレビ会議システム等を活用した学校間交流」など。

喜界島…「野菜、果樹、花きのハウス施設など生産施設や流通施設の整備」「オオゴマダラの観察学習や、ダイビング、黒糖づくりなど体験型観光の展開」など。

徳之島…「自然海塩や落花生、パパイヤ、ウコン等の加工品の開発、商品化、販路拡大」「クロスカントリーパーク等でのトライアスロン大会、闘牛大会等の開催」など。

沖永良部島…「花きの新品種育成や平張施設普及等による産地体制及び輸送体制の強化」「タラソセラピーなど癒しの資源を活用したアイランドセラピー構想の取組」など。

与論島…「ダイビング、体験農園、陶芸等多彩な体験メニューを盛り込んだ通年型・長期滞在型の観光地づくり」「健康と癒しの島づくりを目指す与論独特のタラソセラピーの展開」など。

県はこの計画原案をもとに計画策定を行い、国に提出する。そして、国の同意を得て、振興開発計画は正式決定されることとなる。

□ あまみ長寿・子宝プロジェクトについて

戦略ビジョン検討委員会の第1回会議(平成16年5月31日)が開催され、あまみ長寿・

子宝プロジェクトが大きな一歩を踏み出した。あまみ長寿・子宝プロジェクトは、優位性の発想に基づく新たな施策として盛り込まれたもので、少子・高齢化社会のモデルとなる地域づくりとともに、長寿・癒し等の資源や魅力を活用した産業・観光の振興を促進するなど、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の構築を目標としている。

施策としては、①長寿・子宝のまちづくりの促進、②長寿・子宝産業の振興、③癒し・健康にあふれる観光の振興などを展開することとしている。平成16年度は、検討委員会による戦略ビジョンの検討と、モデル町（瀬戸内町、与論町）による事業実施を主体として進める。平成17年度からは、地元市町村や関係団体による推進協議会が中心となり、プロジェクトを推進することとしている。

奄美群島の自立的発展に向けて、鹿児島大学には大きな期待が寄せられている。